

平成 31（2019）年 10 月の消費税増税に伴うごみ・し尿処理手数料の改定について

1. 内容

ごみ処理手数料について、平成 31（2019）年 10 月から消費税率が「8 %から 10 %」に変更されることに伴い、消費税増税分を転嫁する。

2. これまでの経緯

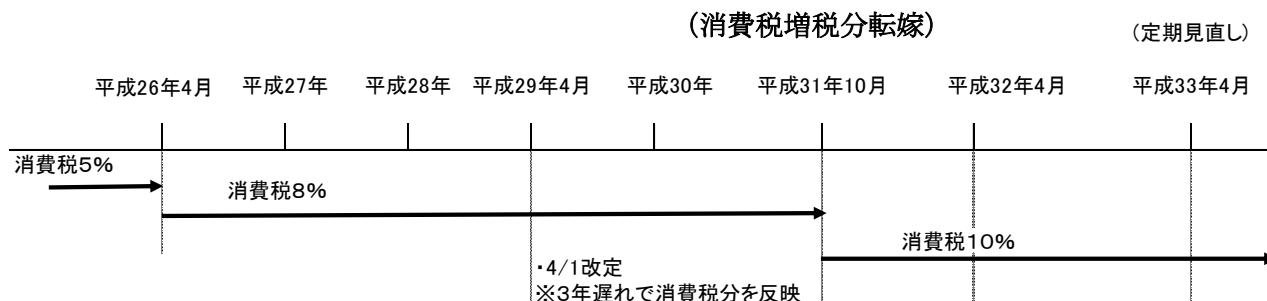
- ① 消費税率 8 %は平成 26 年 4 月から始まっているが、使用料等への反映は、4 年に一度の定期見直しの平成 28 年度（平成 29 年 4 月 1 日施行）に行っている。（3 年遅れで転嫁している。）
- ② ①の議案上程は、周知期間の確保等から、半年前の平成 28 年 9 月議会で行っている。
- ③ 現在の多治見市の使用料等の見直し方針では、消費税率変更の場合、4 年に一度の見直しとは別に、速やかに使用料等に転嫁するとされている。
- ④ 改定後の使用料等は、現行の使用料等の税抜き単価に 10 %を乗じ、10 円未満を四捨五入して得た額としている。

※ 改定後の手数料の一覧は「裏面」へ



3. 今後のスケジュール

平成 31(2019)年 6 月	議会に議案上程
平成 31(2019)年 10 月 1 日	改正施行日（ごみ処理手数料改定）
平成 32(2020)年度	手数料の定期見直し
平成 33(2021)年 4 月 1 日	見直し後の手数料施行（予定）



一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分			消費税抜き 手数料
(1) ごみ処理手数料	一般家庭	収集運搬処理	指定ごみ袋 大10袋入り1セットにつき	476円
			指定ごみ袋 中15袋入り1セットにつき	476円
			指定ごみ袋 小25袋入り1セットにつき	476円
			粗大ごみシールをはり付けた粗大ごみ1個につき	476円
			処理施設持込み 20キログラムまでごとに	95円
	事業者及び許可業者	処理施設持込み	20キログラムまでごとに	190円
			蛍光灯の持込みは、上記の額に1本当たり加算	20円
(2) 家電製品取扱手数料	指定地持込み		家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫並びに洗濯機及び衣類乾燥機)1台につき	1,905円
(3) し尿処理手数料	定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1人月額	600円
	従量料金	多量排出のため定額料金によることが不適当なもの	18リットルまでごとに	270円
	割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数が1月1回を超えるもの	1回を超える1回ごとに	620円
		イ 定額料金該当者で収集位置を異にする便所が1箇所を超えるもの	1箇所を超える1箇所ごとに	310円
		ウ 定額料金又は従量料金該当者で2本を超えるサクシオンホース(1本20メートル)を使用して収集するもの	1回	620円
	仮設便所に係る料金	仮設便所でその都度収集するもの	1基(集合便槽等特殊なものは、便器1つ)について1回ごとに	3,810円
(4) 汚泥処理手数料	許可業者	浄化槽の汚泥のし尿処理場投入	180リットルまでごとに	76円
		浄化槽の脱水汚泥の焼却場持込み	100キログラムまでごとに	240円

産業廃棄物の処理に要する費用

種別	取扱区分			消費税抜き 手数料
ごみ処理手数料	事業者	処理施設持込み	20キログラムまでごとに	190円

※10円未満 四捨五入

現行の手数料 (消費税8%)	改定後の手数料 (消費税10%)	備考
510円	520円	
510円	520円	
510円	520円	
510円	520円	
100円	100円	《改定無し》
210円	210円	《改定無し》
20円	20円	《改定無し》
2,060円	2,100円	
650円	660円	
290円	300円	
670円	680円	
330円	340円	
670円	680円	
4,110円	4,190円	
80円	80円	《改定無し》
260円	260円	《改定無し》

